

令和8年2月13日

報道機関各位

青森県危機管理局防災危機管理課

令和7年青森県東方沖を震源とする地震による災害に係る
被災者生活再建支援法の適用について

令和7年12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震による災害について、青森県被災者生活再建支援制度を適用しておりますが、八戸市に10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したことにより、本災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用することとしましたのでお知らせします。

今後、以下の市町村においては、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人都道府県センターから支給されます。

その他の市町村においては、引き続き青森県被災者生活再建支援制度により支援が行われます。

該当市町村	発生日	適用基準 (支援法施行令)
八戸市 (はちのへし)	12月8日	第1条第2号

なお、制度適用の要件、支援金額や申請先に変更はありませんので、これから申請をされる被災者におかれましても各市町村の担当課窓口で御相談いただけます。

報道機関用提供資料	
担当課	危機管理局防災危機管理課
担当者	総務・復興G 副参事 中村 府見
電話番号	危機管理局防災危機管理課 直通：017-734-9089 内線：4160
報道監	危機管理局 次長 佐藤 広之

<参考>

【被災者生活再建支援法（国制度）】

1 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その1／2については国が補助することとされています。

2 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の八戸市への適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第2号（自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害）に該当することによります。

【青森県被災者生活再建支援制度（県制度）】

1 以上の全壊世帯が発生したことにより、制度の対象となります。

なお、被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金が支給される世帯は、給付の対象外となります。

【被災者生活再建支援法（国制度）、青森県被災者生活再建支援制度（県制度）共通】

○対象世帯

- 1 住宅が全壊した世帯
- 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊の危険があるなどやむを得ない事由でその住宅を解体した世帯
- 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

○支給（給付）額

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
		建設・購入	200万円	
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	補修	100万円	200万円
②解体		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
③長期避難		建設・購入	200万円	300万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)		建設・購入	100万円	100万円
	-	補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

○申請方法

申請書に下記の必要書類を添付し、被災市町村の担当窓口に申請してください。

詳細については「自然災害による被災者のための被災者生活再建支援制度」（国制度。都道府県センター）又は「青森県被災者生活再建支援制度の手引」（県制度）を御覧ください。

世帯によっては、下記以外の書類が必要となる場合があります。

- ・被災者生活再建支援金支給申請書（国制度）
- ・青森県被災者生活再建支援金給付申請書（県制度）
- ・住民票等
- ・罹災証明書等
- ・預金通帳の写し
- ・（加算支援金を申請する場合）住宅の購入・補修、借家の賃貸借に係る契約書等

○申請期間

基礎支援金 災害のあった日から 1 3か月の間

加算支援金 災害のあった日から 3 7か月の間